

国保のしくみ

国保（国民健康保険）は、病気やけがをしても安心してお医者さんにかかれるよう、加入者みんなが日ごろからお金を出し合い医療費に備える制度です。

マイナ保険証等の提示
医療費の一部を支払う

加入者
(被保険者)



国保税を納める

資格確認書等の
交付

診療をする



医療機関



国等
からの
補助

保険者 保険給付に必要な
費用を交付

都道府県
(運営)



市区町村
(手続きの窓口)



保険給付費に充てるための
国保事業費納付金を納付

国保連合会を通じて、残りの医療費を支払う



国保連合会

(審査支払事業)
都道府県ごとに
1団体ずつ設立



医療費を
請求する

医療費の額を
決定し報告する



**なるほど！
ポイント**

国保は助け合いの制度。運営は都道府県、窓口は市区町村になります。

国保に加入する人

職場の健康保険、後期高齢者医療制度で医療を受けている人や生活保護を受けている人を除いて、すべての人が国保に加入します。

国保に入るのはこんな人



お店などを
営んでいる自
営業の人



農業や漁業な
どを営んでい
る人



退職して職場
の健康保険な
どをやめた人
とその家族



パートやアルバイトな
どをしていて、職場の健
康保険などに加入して
いない人

3カ月を超えて日本に滞
在するものと認められ
た外国籍
の人



加入は世帯ごと、一人ひとりが被保険者

国保の加入は世帯ごとで、届出や国保税の納付などは世帯主が行いますが、家族の一人ひとりが被保険者となります。

国保に加入するとき・やめるとき

国保に加入したり、国保をやめたりするときは
14日以内に国保の窓口へ届出が必要です。

※届出に必要なものは裏表紙をご参照ください。

国保に加入するとき(国保の資格を得る日)

- 他の市区町村から転入してきたとき(転入してきた日)
- 職場の健康保険などをやめたとき(退職日の翌日)
- 子どもが生まれたとき(生まれた日)
- 生活保護を受けなくなったとき(受けなくなった日)

加入の届出が遅れると・・・

- 国保税は、国保の資格を得た月の分から納めます。届出が遅れると、その時点までさかのぼって納める必要があります(遡及賦課〈そきゅうふか〉)。
- 届出をしない間にかかった医療費は、やむを得ない場合を除き、全額自己負担になってしまいます。

もっと
知りたい

マイナ保険証を利用登録して いても届出は必要？

すでにマイナ保険証の利用登録をしている場合は、
転居や転職に伴う再度の登録は不要です。

ただし、国保の加入や国保をやめるときは従来と
変わらず市への届出が必要です。

国保をやめるとき(国保の資格を失う日)

- 他の市区町村へ転出したとき(転出した日)
- 職場の健康保険などへ加入したとき(加入日の翌日)
- 死亡したとき(死亡した日の翌日)
- 生活保護を受け始めたとき(受け始めた日)

やめる届出が遅れると…

- 届出をしないまま、国保の資格喪失日以降にマイナ保険証等を使って医療機関にかかった場合は、国保負担分を返還しなければなりません。
- 国保税を、知らずに二重に納めてしまうことがあります。



70歳以上の人の医療

70歳以上75歳未満の人

70歳になると所得に応じて自己負担割合や自己負担限度額が変更になります。資格確認書等が交付されますので、自己負担割合等をご確認ください。



- 誕生日が1日の人 → 当月から
- 誕生日が2日～末日の人 → 翌月から

75歳になったら

75歳以上のすべての人は、「後期高齢者医療広域連合」が運営する「後期高齢者医療制度」で医療を受けます。医療費の自己負担割合は所得に応じて1割、2割、3割のいずれかです。

※一定の障がいのある人は65歳から加入できます。

